

ID: 72

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市国民健康保険条例 第26条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第94号		
【根拠条文】 (徴収猶予) 第26条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間に限って徴収猶予することができる。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） (2) 納期限及び保険料の額 (3) 徴収猶予を必要とする理由 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 28 年 1 月 1 日